

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
6月8日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
  - 土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) ..... 三
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 三
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 三
  - 土地改良区役員の届出 (農村整備課) ..... 四
  - 基本測量の実施 (監理課) ..... 五
  - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 五
- 選管告示
  - 公職選挙法施行規程の一部改正 ..... 五
  - 山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正 ..... 六



## 山口県告示第二百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年六月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供

する。

平成三十年六月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 NGKエレクトロデバイス株式会社  
住 所 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 NGKエレクトロデバイス株式会社  
所在地 美祢市大嶺町東分二七〇一番地の一
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (個/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
六五	三〇〇、〇〇〇	平成三〇、 七、一	平成三〇、 七、二二	平成三〇、 七、一三
備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。				間 断 続 続 間 隔 一 日 当 た 時 二 時 間 変 動 な し 季 節 的 変 動 の 概 要



山口県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成三十年六月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称

認可年月日

下関市吉田土地改良区

平成三〇、五、一五



(一一〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコツワンスタイル山口店  
所在地 山口市朝田七八二の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 深町 勝義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年一月二十九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六、八二八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

九一台

(二) 駐輪場の収容台数

一〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三三立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社ナフコ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

八 届出年月日

平成三十年五月二十八日

(一一一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年六月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ山口

所在地 山口市維新公園五丁目二番一、二号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 アクロスプラザ山口 住 所 代表者の氏名  
 三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 橋 正喜  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	川村 嘉則	変更前	橋 正喜	変更後
----------------------	-------	-----	------	-----

四 届出年月日  
 平成三十年五月二十三日  
 五 変更年月日  
 平成二十七年六月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ山口  
 所在地 山口市維新公園五丁目二番一、二号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 橋 正喜  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社チヨダ	変更前	東京都杉並区成田東四丁目三九番八号	東京都杉並区荻窪四丁目三〇番一六号
---------------------------	---------	-----	-------------------	-------------------

四 届出年月日  
 平成三十年五月二十三日  
 五 変更年月日  
 平成二十九年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ山口  
 所在地 山口市維新公園五丁目二番一、二号  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 橋 正喜  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社岩崎宏健堂	変更前	富永 幸朗	変更後
---------------------------	-----------	-----	-------	-----

四 届出年月日  
 平成三十年五月二十三日  
 五 変更年月日  
 平成三十年四月一日

(一三三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成三十年六月八日

一 就任した役員  
 土地改良区の名 理事の別 氏名 住 所  
 下関市吉田土地改良区 理事 藤岡 正美 下関市大字吉田地方二六一一  
 田中 秀雄 大字吉田八五四の一三  
 金子 善悟 大字吉田地方三〇七  
 河田 美年 大字吉田一三〇六  
 上田 和也 大字吉田地方二八三二  
 藤田 優 大字吉田三八五  
 平田 利明 大字吉田一七八〇

山口県知事 村岡 嗣政



例による。

### 山口県選挙管理委員会告示第四十二号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

別記第五号様式の注4中「枚数及び」を「枚数の上限及び」に改め、同注4の(1)を次のように改める。

(1) 枚数の上限

ア 山口県議会議員の選挙の場合

16,000枚

イ 山口県知事の選挙の場合

100,000枚+15,000枚×（山口県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1）

ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

別記第五号様式のニの注4中「枚数及び」を「枚数の上限及び」に改め、同注4の(1)中「枚数」を「枚数の上限」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。